ご遺族の方へ

~ お手続きのご案内 ~





ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族様のご不幸につきましては、謹んでお悔 やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、医療保険、年金など、 さまざまな申請や届出に関するお手続きが必要となることか と存じます。

昭和町では、それらの申請や届出などについて、少しでも 分かりやすくご遺族様にお手続きを済ませていただけるように、 この冊子を作成いたしました。

どうぞ、ご利用ください。

【もくじ】

1. 死亡届について	P 3~4
2.国民健康保険について	P 5
3.後期高齢者医療保険について	P 6
4.国民年金等について	P 7
5.児童手当について	P 8
6.子育て医療について	P 8
7. 町県民税(住民税)について	P 9
8.軽自動車税について	P10
9.固定資産税について	P 11
10.飼い犬について	P 12
11. 町営住宅について	P 13
12. 障害者手帳・重度心身障害者医療・その他各種受給者証について	P 14
13 . 特別児童扶養手当について	P 14
14.介護保険について	P 15
15.保育園・児童館について	P16
16.児童扶養手当受給者について	P16
17.ひとり親家庭医療について	P16
18.役場関係以外の主な手続きについて	P 17
19.その他の手続きについて	P 18
20. 各課業務内容・電話番号一覧	P19~22

1. 死亡届について

◇ 死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

◇ 埋火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

◇ 届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇ 届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人 (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

○ 下記のものをお持ちください

・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの) 1通

◇ 昭和町役場に死亡届を提出する場合

【平日(午前8時30分~午後5時)】

埋火葬許可証の発行など時間を要するため17時までにお願いいたします。 昭和町役場町民窓口課(4番窓口)

【夜間及び休日】

昭和町役場 宿日直

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で 来庁をお願いすることがあります。

◇ ふじかわ聖苑使用料

区分	管内	管外
12歳以上	20,000円	60,000円
12歳未満	16,000円	50,000円

※管内とは、昭和町、富士川町、市川三郷町、中央市、南アルプス市に住民登録を されている方をいいます。

◇ 死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでに、おおよそ下記の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をされた場合→おおむね2週間
- ・本籍地以外に届出をされた場合→おおむね3週間
- ※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

◇ 印鑑登録証(町民カード)

印鑑登録証(町民カード)をお持ちの方は、返納してください。

◇ 個人番号カード (マイナンバーカード)

マイナンバーを年金の請求の関係などで使う場合がありますので、<u>番号を控えた上</u>で返却願います。

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 町民窓口課 / 町民係 (4番窓口) ②055-275-8264

2. 国民健康保険について

◇ 被保険者証の返納

亡くなられた方の国民健康保険被保険者証(保険証)を返納してください。また、限度額適用認定 証、限度額適用・標準負担額認定証、特定疾病療養受領証の交付を受けている方は、併せて返納し てください。

◇ 葬祭費の支給申請

昭和町の国民健康保険に加入されていた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に対して葬祭費が支給されます。(50,000円)

- 下記のものをお持ちください
 - ・申請者の印 {葬祭を行った方の印鑑 (朱肉使用の印) }
 - ・葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状等)
 - ・申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
 - ・申請者の顔写真付きの身分証明書(免許証など)
 - ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。 (請求権の時効があるため)

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場町民窓口課/国保年金係 2055-275-8264

3. 後期高齢者医療保険について

◇ 被保険者証の返納

昭和町の後期高齢者医療保険に加入されていた方が亡くなられたときは、亡くなられた方の後期 高齢者医療保険被保険者証(保険証)を返納してください。

また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けている方は、併せて返納してください。

◇ 葬祭費の支給申請

昭和町の後期高齢者医療保険に加入されていた方が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に対して山梨県後期高齢者医療広域連合より葬祭費が支給されます。(50,000円)

○ 下記のものをお持ちください

- ・申請者の印 {葬祭を行った方の印鑑 (朱肉使用の印)}
- ・葬祭を行ったことが確認できるもの(会葬礼状等)
- ・申請者(葬祭を行った方)の振込先口座がわかるもの(預金通帳等)
- ・申請者の顔写真付きの身分証明書(免許証など)

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。(請求権の時効があるため)

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場町民窓口課/国保年金係 2055-275-8264

4. 国民年金について

◇ 未支給年金等の請求

年金受給者の方が亡くなられた場合は、年金受給者死亡届や未支給年金の請求等の手続きが必要 になります。

受給、加入状況により手続きが異なりますので、ご注意ください。

国民年金のみ受給されていた方につきましては、下記のものをお持ちいただき**役場**で申請してください。

- ・亡くなられた方の年金手帳
- ・戸籍謄本(死亡者と請求者との関係がわかるもの)
- ・住民票除票 (死亡者のもの)
- ・住民票謄本(世帯全員のもの)
- ・ご遺族の方の印鑑(朱肉使用の印)
- ・ご遺族の方の振込先口座がわかるもの (預金通帳等)
- ○・ご遺族の方の本人確認書類
 - ・死亡者と請求者のマイナンバーがわかるもの
 - ・生計同一申立書(死亡者と請求者の世帯が異なる場合)
 - ・亡くなられた方の年金証書
- ※ 厚生年金を受給されていた方は、年金事務所での手続きとなります。その他の年金を受給されて いた方は、支払先にお問い合せください。
- ※ **必要書類につきましては、死亡届受理後、年金係から通知**をさせていただきますので、ご確認く ださい。

◇ 死亡一時金の請求

国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受け取らずに亡くなられた時、一緒に生活をしていた遺族が遺族年金などを受けられない場合に支給されます。 金額は、保険料を納付した期間等に応じて決まります。

必要な書類は、上記○印が付いているものです。

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 町民窓口課 / 国保年金係
②055-275-8264
竜王年金事務所
(甲斐市名取347-3 ②055-278-1100)

5. 児童手当について

児童手当を受給されている方が亡くなられた場合は、受給者消滅届、未支払手当請求書、新規認定 請求が必要になります。

児童手当の受給対象児童または受給要件児童(18歳以下の子)が亡くなられた場合は、額改定届または、資格喪失届が必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑(朱肉使用の印) (対象児童と新養育者)
 - ・保険証
 - ・児童名義の振込口座がわかるもの(預金通帳等) ※児童手当受給者が亡くなられた場合
 - ・新養育者名義の振込口座がわかるもの(預金通帳等) ※児童手当受給者が亡くなられた場合

6. 子育て医療について

子育て医療助成を受けている児童の養育者が亡くなられた場合は、資格者証の変更、またはひとり 親医療費助成金受給資格者証への切り替えが必要になる場合があります。

子育て医療助成を受けている児童が亡くなられた場合は、資格喪失届が必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ·子育て医療費助成金受給資格者証

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

7. 町県民税(住民税)について

住民税が課税される基準日は、1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に 亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承さ れ、6月に住民税の納税通知書が送付されます。

納付状況や口座登録の状況等により、納税通知書などの送付先の指定・変更の手続きが必要 になります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合がありますので、ご確認ください。(※所得税・相続税については税務署にご相談ください。)

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑 (朱肉使用の印)

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 税務課 / 住民税係 ☎055-275-8265

8. 軽自動車税について

原動機付自転車(オートバイ)・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。車両の種別によってお手続きの窓口が異なりますので、下記をご確認ください。

【昭和町ナンバー】の車両をお持ちの方は、税務課で手続きをお願いします。

- ・原動機付自転車(125cc以下のバイク)
- ・小型特殊自動車(農耕作業用自動車・フォークリフト等)
- ・ミニカーなど
- 下記のものをお持ちください
 - ・ナンバープレート
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ·標識交付証明書
 - ・運転免許証
 - ・相続関係が確認できるもの

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

- ◎ 原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー 昭和町役場 税務課 / 住民税係☎055-275-8265
 - 125ccを超えるオートバイ山梨運輸支局☎050-5540-2039
 - 三輪・四輪の軽自動車軽自動車検査協会

②050-3816-3121 (コールセンター)

9. 固定資産税について

固定資産税が課税される基準日は、1月1日現在となっています。1月2日以降、町内に固定資産を所有する方が亡くなられた場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります。(地方税法第9条)

亡くなられた方が所有されていた固定資産(未登記の家屋を含む)がある場合は、「相続人 代表者指定届」の提出が必要です。また、納付状況や口座登録の状況等により、納税通知書 などの送付先の指定・変更の手続きが必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑 (朱肉使用の印)
 - ・相続関係が確認できるもの

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 税務課 / 固定資産税係 ② 0 5 5 - 2 7 5 - 8 2 6 5

◎不動産の相続移転登記が必要な方 甲府地方法務局

☎055-252-7151

10. 飼い犬について

亡くなられた方が犬の所有者であった場合、登録変更の手続きが必要です。新しい所有者が昭和町外の方となる場合、その方がお住いの市区町村での届出となります。 犬がなくなられた場合も、犬の死亡の届出が必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・犬の登録情報がわかるもの(鑑礼、狂犬病予防注射の案内ハガキ等)

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 環境経済課 / 環境衛生係 **20**55-275-8355

11. 町営住宅について

亡くなられた方が町営住宅に入居していた場合、名義変更や世帯員の異動の手続きが必要になります。

状況に応じて手続きが次のとおり異なります。

◇ 住宅の名義人が亡くなられた場合で、故人と同居されていた方が引き続き住宅に お住いの場合

名義変更の手続きが必要となります。(事実発生後30日以内)

届出人:住宅の使用を承継する方

- 下記のものをお持ちください
 - ・世帯全員の住民票(住宅の名義人が亡くなられた後に発行されたもの)
 - ・故人の住民票 (除票)
 - ・世帯全員の課税証明書
 - ・戸籍謄本 (新名義人と故人の続柄が分かるもの)
 - ・口座振替依頼書(支払口座が故人だった場合)
 - ・連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証する書類
 - ・印鑑(朱肉使用の印)

◇ 住宅の名義人以外の方が亡くなられた場合

世帯員の異動手続きが必要となります。

届出人:住宅の名義人

- 下記のものをお持ちください
 - ・世帯全員の住民票(住宅の名義人が亡くなられた後に発行されたもの)
 - ・故人の住民票 (除票)
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
- ◇ 住宅の名義人が亡くなられた場合で、同居されていた方がいない場合

住宅を退去する手続きが必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 都市整備課 / 公園住宅管理係 ☎055-275-8413

12. 障害者手帳、重度心身障害者医療、その他各種受給者証について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられた場合は、返納手続きを行ってください。

また、亡くなられた方が自立支援医療受給者証、重度心身障害者医療費助成受給者証、障害福祉サービス受給者証、タクシー券等の交付を受けている場合は返納してください。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ・各手帳及び受給者証
 - ・申請者の方の振込先口座がわかるもの(預金通帳等) ※重度医療受給者の場合
 - ・申請者の顔写真付きの身分証明書(免許証など)

13. 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給されていた方(養育者)が亡くなられた場合は、受給者死亡届、未払 手当請求書、新規の認定請求が必要になります。

特別児童扶養手当受給対象者(お子さん)が亡くなられた場合は、額改定届または、資格喪失 届が必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ·特別児童扶養手当証書
 - ・戸籍謄本
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ・児童名義の振込口座がわかるもの(預金通帳等) ※特別児童手当受給者が亡くなられた場合
 - ・申請者の顔写真付きの身分証明書(免許証など)

※心身障害者扶養共済制度を利用されていた方、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されていた方につきましては、下記までお問い合わせください。

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 福祉介護課 / 障害福祉係(昭和町総合会館内) ② 0 5 5 - 2 7 5 - 8 7 8 4

14. 介護保険について

昭和町の介護保険の被保険者(65歳以上の方等)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証 等を返納してください。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑 (朱肉使用の印)
 - ・申請者(相続人)の方の口座番号がわかるもの(預金通帳等)
 - ※介護保険料の精算により還付が発生する場合があります。
 - · 介護保険被保険者証
 - ・介護保険負担割合証(交付されている方のみ)
 - ・介護保険負担限度額認定証(交付されている方のみ)
 - ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(交付されている方のみ)

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 福祉介護課 / 介護保険係(昭和町総合会館内)

☎055-275-8784

15. 保育園・児童館について

保育園、放課後児童クラブを利用されていた方が亡くなられた場合は、下記の窓口へ退園・退所届 の提出が必要になります。

保育園等を利用している児童の保護者が亡くなられた場合は、保育料・副食費の変更手続きが必要 になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ・戸籍謄本(写しでも可)

16. 児童扶養手当受給者について

児童扶養手当を受給されていた方が亡くなられた場合は、受給者死亡届、未払児童扶養手当請求新 規認定請求が必要になります。

児童扶養手当を受給されていた方のお子さんが亡くなられた場合は、額改定届または、資格喪失届 が必要になります。

17. ひとり親家庭医療について

ひとり親家庭医療を受給されていた方の養育者が亡くなられた場合は、資格者証の変更届等が必要 になります。

ひとり親家庭医療を受給されていた方 (お子さん) が亡くなられた場合は、資格喪失届等が必要になります。

- 下記のものをお持ちください
 - ・印鑑(朱肉使用の印)
 - ・ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証

【ご不明な点は下記までお問い合わせください】

昭和町役場 子育て支援課 / 児童家庭係・児童館統括係(昭和町総合会館内) ☎055-267-5255

18. 役場関係以外の手続きについて

\Diamond	不動産の相続移転登記が必要な方	甲府地方法務局
		甲府市丸の内1丁目1-18
		055-252-7151
\Diamond	恩給を受給されている方	総務省恩給相談室
		03-5273-1400
\Diamond	雇用保険(失業保険)に加入されている方	ハローワーク(公共職業安定所)
		甲府市住吉1-17-5
		055-232-6060
\Diamond	運転免許証をお持ちの方	山梨県総合交通センター
	☞ 返納手続きが必要です。	南アルプス市高砂825
		055-285-0533
\Diamond	パスポートをお持ちの方	山梨県パスポートセンター
	☞ 返納手続きが必要です。	甲府市飯田2-2-3
		055-222-2040
\Diamond	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	山梨県中北保健福祉事務所(峡北支所)
	☞ 返納手続きが必要です。	韮崎市本町4-2-4
		0551-23-3443
\Diamond	生活保護費を受給されている方	山梨県峡南保健福祉事務所
	☞ 変更または廃止の手続きが必要です。	富士川町鰍沢771-2 南巨摩合同庁舎1F
		0556-22-8149
\Diamond	在留カード・特別永住者証明書をお持ちの方	法務省 出入国在留管理庁
	☞ 返納手続きが必要です。	東京都千代田区霞が関1-1-1
		03-3580-4111

19. その他の手続きについて

【ご遺族メモ欄】

\Diamond	電気料金の名義変更・解約	
\Diamond	ガス料金の名義変更・解約	
\Diamond	水道料金の名義変更・解約	
\Diamond	NHK他名義変更・解約	
\Diamond	携帯電話解約	
\Diamond	その他利用サービス	
	(新聞など)の名義変更・解約	
\Diamond	クレジットカードの解約	
\Diamond	相続税	

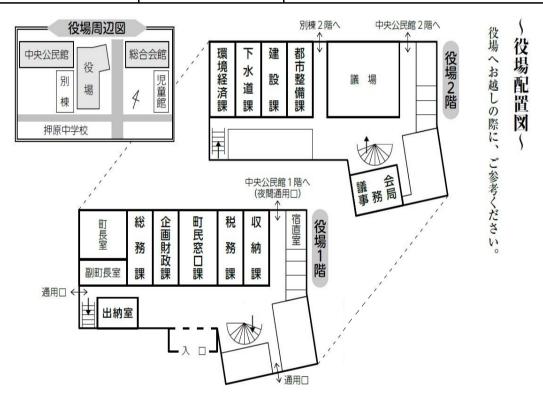
20. 昭和町役場 各課業務内容・電話番号一覧表

【昭和町役場 1階 】

課名 各課直通電話番号	係名	業務内容
出納室 TEL 275-8532	■ 出納係	出納・決算など
総務課	■ 総務係	広域行政・人事・交通災害共済・町民保養事業受 付など
TEL 275-8153	■ 政策秘書係	秘書・請願、陳情・公聴・情報公開、個人情報保 護・寄付採納など
	■ 法制係	法制・行政手続・訴訟・条例、規則・入札、請負 契約など
企画財政課	■ 財政係	予算編成・財政計画、調査・その他財務関係
TEL 275-8154	■ 行政係	消防・交通安全・選挙・自治会・行政相談・人権 擁護・保護司など
	■ 企画情報係	情報化推進・広報及び町勢要覧・公有財産・男女 共同参画事業・町史・観光など
	■ 危機管理係	防災・地域防災計画・自主防災組織・国民保護・ 防災行政無線など
町民窓口課	■ 町民係	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・各種証明・埋火 葬許可・マイナンバーなど
TEL 275-8264	■ 国民健康保険・ 国民年金係	国民健康保険・後期高齢者医療・子育て支援医療 費・国民年金・児童手当など
税務課	■ 住民税係	町県民税・軽自動車税・入湯税・町たばこ税・税 相談など
TEL 275-8265	■ 資産税係	固定資産税・評価・土地家屋名寄帳など
収納課	■ 徴収係	町税・国民健康保険税の収納消込、町税の口座振 替・納税奨励・催告など
TEL 275-8918	■ 管理係	町税・国民健康保険税の滞納処分・不納欠損・滞 納処分に関する異議申し立て・徴収・納税指導な ど

【昭和町役場 2階】

課名 各課直通電話番号	係名	業務内容
環境経済課	■ 環境衛生係	環境・公衆衛生・公害・一般廃棄物・狂犬病・浄 化槽など
TEL 275-8355	■ 農政振興係	農業・商業・工業・労働・農業委員会・水資源・ 病害虫防除など
下水道課	■ 管理係	下水道維持管理・使用料徴収・受益者負担金・排 水設備・水洗化など
TEL 275-8356	■ 工務係	下水道計画・下水道建設など
建設課	■ 管理係	道路、河川維持管理・地籍・土地台帳・公図・水 防など
TEL 275-8412	■ 建設係	道路、河川建設整備・道路対策・土地改良など
都市整備課	■ 都市整備係	都市計画・土地利用計画・開発指導・建築確認申 請など
TEL 275-8413	■ 公園住宅管理係	公園事業計画・町営住宅・公園等の清掃管理など
	■ 区画整理係	土地区画整理事業推進、指導、助成・土地区画整 理組合への指導など
議会事務局		議会関係・監査委員会など
TEL 275-8842		成五内小 血虫タダムなこ



【昭和町総合会館】

【咱们问题百云路】		
課名 各課直通電話番号	係名	業務内容
福祉介護課	■ 長寿社会係	老人福祉・養護老人ホーム・民生委員・生活保護 など
TEL 275-8784	■ 障害福祉係	身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉・重度 心身障害者医療費など
	■ 介護保険係	介護保険事業・介護保険料の賦課、徴収・要介護 認定など
	■ 地域包括支援 センター (TEL 275-4815)	介護予防・高齢者の総合相談窓口など
子育て支援課	■ 児童家庭係	児童福祉・子育て支援・保育園・幼稚園就園料・ 母子、父子家庭・ひとり親医療費・女性保護など
TEL 267-5255	■ 児童館統括係	児童館及び児童センターの管理運営・放課後児童 クラブの運営・子育てボランティアなど
いきいき健康課	■ 健康増進係	母子保健・成人保健・健康づくり・精神保健・予 防接種など
TEL 275-8785		

総合会館



【昭和町中央公民館】

課名 各課直通電話番号	係名	業務内容
学校教育課	■ 総務係	教育委員会・教育財産管理など
TEL 275-8631	■ 学校教育係	学校教育・児童・生徒の就学に関することなど
	■ 学校施設係	学校建設・学校施設など
給食センター		学校給食センターの運営・学校給食費に関
TEL 275-5306		することなど
生涯学習課	■ 生涯学習係	社会教育全般・社会教育関係団体・青少年対策・ 公民館・文化財など
TEL 275-8641	■ 生涯スポーツ係	社会体育全般・社会体育関係団体・体育施設管理 など



♦ 表紙の花 ~花菖蒲(ハナショウブ)~

花菖蒲の花言葉には「優しい心」という意味があります。潔いほどまっすぐに立った茎の上に咲く、垂れ下がる優美で凛としたひときわ鮮やかな青紫色の花びらの造形に由来しています。

